

■ 第14回国連犯罪防止刑事司法会議（京都 kongress）に参加しました（令和3年3月9日）

法務総合研究所国際協力部は、50年ぶりに日本で開催された第14回京都 kongress において、独立行政法人国際協力機構（JICA）との共催で、講演会「法の支配を実現するための司法アクセス強化に関する成功事例」及びパネルディスカッション「ラオス・ネパール・ベトナムにおける司法アクセスへの取組」の2つのサイドイベントを開催しました。

当部では、これまで、法の支配の促進のため、各支援対象国のニーズに沿った様々な法制度整備支援を行ってきましたが、法の支配の促進のためには、公平公正に紛争が解決される司法の仕組みを整備する必要があります。

また、そうした仕組みの大前提となる「司法アクセスの確保」、すなわち、一般市民、とりわけ脆弱な立場にある人々の、司法制度による公的な権利救済にアクセスする手段が確保されることが極めて重要となります。

そこで、今回、この「司法アクセスの確保」に焦点をあて、ラオス・ネパール・ベトナムの各国において、どのような課題があり、どのような取組がなされているかについての経験を共有し、法の支配を更に促進するための司法アクセスの強化に関する展望について議論するべく、講演会とパネルディスカッションを行いました。

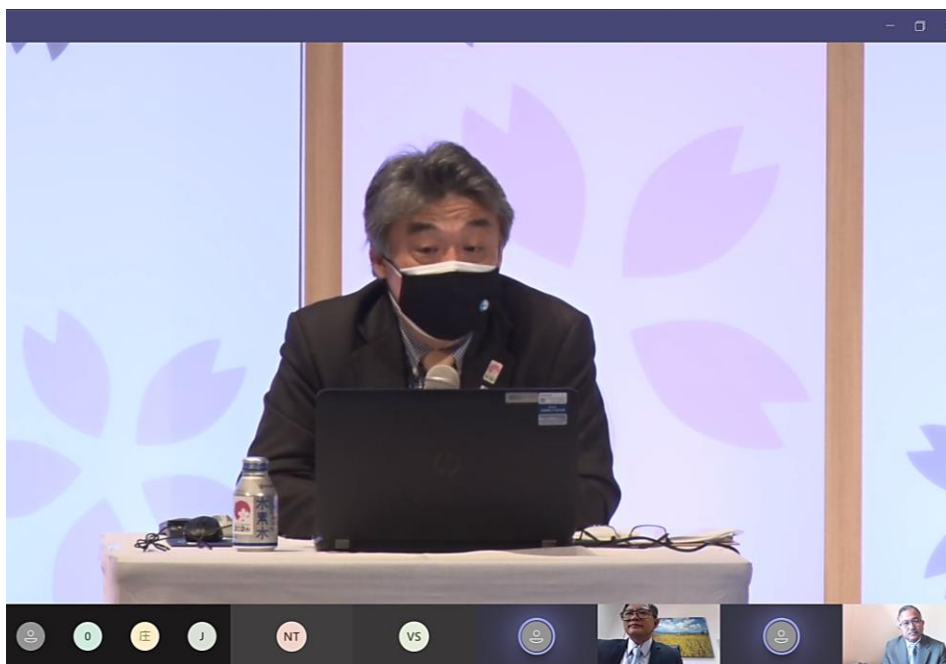
サイドイベント“講演会”においては、元ネパール最高裁判所判事のカルヤン・シュレスタ氏により、ネパールにおける貧困層、文字の読めない人々、犯罪被害者、女性や子どもたち等立場の弱い人々が、十分な司法的救済を受けることができないという現状にあること、また、その原因に対する考察を説明いただきました。その他にも、ネパール政府及び最高裁判所が採った方策について、最高裁判所の判例等の具体例を挙げて説明するとともに、今後の展望等についてお話しいただきました。

ラオス司法省法務審査・調査局長のナロンリット・ノーラシン氏による講演では、1990年頃から現在に至るまでのラオスにおける法律扶助をはじめとする政策や司法制度の改革の沿革が説明されたほか、現在、同国における司法アクセスを支えている法律扶助の制度の仕組み（扶助を受ける資格や、これを提供する組織、各県の事務所の設立状況、利用実績等）について詳細に説明していただきました。

引き続き行われたサイドイベント“パネルディスカッション”では、カルヤン・シュレスタ氏とナロンリット・ノーラシン氏に加え、アジア財団ラオス・ヴィエンチャン事務所法の支配シニアマネージャー ワッサナ・シンタウオン氏、ユニセフベトナム事務所子どもの保護（司法制度）専門官 グエン・タイン・チュック氏、日本の弁護士の原若葉氏をパネリストとしてお迎えし、森永太郎国際協力部長がモデレーターを務め、各国のそれぞれの文化的・社会的背景を踏まえた白熱した議論が展開されました。



【サイドイベントの様子（写真左がカルヤン・シュレスタ判事, 写真右上がナロンリット・ノーラシン局長, 写真右下が法務総合研究所上富所長）】



【モデレーター（森永太郎国際協力部長）】